

答申 情第44号

平成29年5月8日

相模原市長 加山俊夫 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

公文書公開（一部公開）決定処分に関する諮問について（答申）

平成28年3月30日付けFNo. 0・4・5により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以上

## 1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成28年1月29日付けこ青第63号により相模原市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件処分」という。）については、妥当である。

## 2 異議申立ての経緯

- (1) 平成27年12月24日付けで、異議申立人は、相模原市情報公開条例（平成12年相模原市条例第39号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「相模原市児童相談所が今夏、保護児童らを裸にして所持品検査をしていた等の問題に関する情報一切。同問題の会見についての分も含む。」の公文書の公開請求を行った。
- (2) 実施機関は、「第53回相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談所措置部会の開催について（伺い）」ほか2件を公開請求に係る公文書と特定し、このうち個人の氏名、電話番号は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第1号に該当するとの理由で非公開とし、平成28年1月29日付けで本件処分を行い、異議申立人に公文書公開（一部公開）決定通知書を送付した。
- (3) 平成28年3月4日付けで、異議申立人は、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立てを行ったので、実施機関は、同年同月30日、当審査会に対し条例第17条の規定に基づき諮問を行った。

## 3 異議申立人の異議申立ての趣旨及び理由

異議申立人は、異議申立書及び意見書によると、おおむね次のように主張している。

- (1) 本件処分を取り消して、対象情報をさらに特定し、請求した文書を全部開示する、との決定を求める。ただし、児童の氏名、住所、連絡先は除く。
- (2) 文書の特定について  
対象公文書が事件の重大性のわりにここまで少ないことは、子どもの権利委員会：第3回最終所見第21条、22条に直接違反する。公文書の管理・作成の面でも不適切であったとの誹りを免れないものである。文書の探索が不十分であるか、解釈上の不存在という判断が違法であるか、対象情報が情報公開の適用除外であるとの判断が違法である。
- (3) 本件不開示部分について  
ア 理由説明書の「非公開にした理由」は、決定通知書の「公開しない部分及び理由」に記載された内容と全く同一であるにもかかわらず、貴審査会への諮問から理由説明書の提出まで2ヶ月近くを要しており、2ヶ月

月も年月を徒過したことになる。また、文書の特定についても争っている以上、再度、探索・検索等をすべきであった。

また、どの開示文書のどの箇所がどういう情報であるからどういう理由で不開示とされたのか全く示されていないことは、明らかに相模原市行政手続条例（平成9年相模原市条例第13号）第8条及び第14条に違反している。

イ 非開示部分は、条例第7条第1号、2号ア、5号エに全て該当しないか、または、たとえ該当したとしても、開示を定めた同号ただし書全てに該当する。また、第9条の規定に基づく公益上の理由による裁量的公開を行うべきである。

ウ 電話等受付表に記載された「個人の氏名」は、政治家の氏名であれば、政治活動という特別職の公務員の職務遂行情報であるから、条例第7条1号ただし書ウに該当する。その場合、電話番号が事務所のものや公開されている携帯電話等のものであれば、政治活動という特別職の公務員の職務遂行情報及び慣行として公になっている情報であるから、条例第7条1号ただし書ア及びウに該当する。

#### （4）決定期間延長について

請求から決定までの期間に年末年始を含むことは、開示決定を延長する理由として不相当であるため、本件対象文書の性質も考え合わせると、開示請求権を侵害していると言える。今後は、同様のことがないようにすることを求める。

また、対象公文書の内容は複雑ではなく、開示決定を延長する理由として不相当であるため、本件対象文書の性質も考え合わせると、開示請求権を侵害していると言える。とりわけ、文書の分量からして3週間も開示決定期限を延長する理由はない。

本件開示請求が、社会的に弱い立場に追いやられた子どもの権利を十全に保障するためのものであるから、実施機関は、決定期間を延長することなく、迅速にかつ積極的に開示決定をなすべきであった。

## 4 実施機関による異議申立てに係る処分を行った理由及び説明

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

### （1）対象となっている公文書について

実施機関は、本件請求に係る対象公文書について、次のとおり特定した。

なお、この他、本件請求に係る公文書は作成又は取得をしていない。

ア 第53回相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談所措置部会の開催について（伺い）

イ 第53回相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談所措置部会の資料について(伺い)

この公文書には次の公文書が含まれる。

(ア) 第53回相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談所措置部会次第

(イ) 児童相談所一時保護所における所持品検査の概要及び対応について(資料1)

(ウ) 児童相談所一時保護所における所持品検査の検証について(資料2)

ウ 電話等受付表

(2) 非公開とした部分及び理由

本件対象公文書のうち、非公開とした部分は、電話等受付表に記載された個人の氏名及び電話番号であり、非公開とした理由は、個人の氏名及び電話番号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第1号に該当するからである。

## 5 審査会の判断

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、平成27年度に発生した児童相談所一時保護所における児童に対する脱衣を伴う所持品検査に係る公文書(健康福祉局こども育成部こども青少年課所管分)である。

実施機関は、本件対象公文書のうち非公開とした部分について、条例第7条第1号に該当する旨主張していることから、以下、同号該当性について検討する。

(2) 条例第7条第1号該当性について

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とするものである。

本件対象公文書のうち、非公開とした部分は、個人の氏名及び電話番号である。個人の氏名及び電話番号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、同号本文に該当する。

なお、当該非公開とした部分は、同号ただし書ア「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている

情報」及び同号ただし書ウ「公務員等（中略）の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれにも該当しない。

また、当該非公開とした部分は、同号ただし書イ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」と認めるべきものとは言えず、同号ただし書イに該当しない。

(3) 条例第9条の適用について

異議申立人は、条例第9条の規定に基づく公益上の理由による裁量的公開を行うべきである旨主張している。

同条は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができるとするものである。

実施機関が非公開とした部分については、保護すべき利益を上回る公益上の必要があるとは認められないことから、異議申立人の主張は採用することができない。

(4) 対象公文書特定の妥当性について

実施機関は、本件公開請求に基づき、上記4(1)のとおり本件対象公文書を特定し、他に対象となる公文書は存在しないとのことである。

当審査会において、他の公文書の存在について実施機関に改めて確認を求めたところ、同じ回答であった。

実施機関の説明には特段不自然、不合理な点はなく、文書の探索が不十分であるとすべき事情も認められないことから、実施機関において、本件対象公文書のほかに、本件公開請求の対象として特定すべき公文書を保有しているとは認められない。

また、異議申立人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が行った一部公開決定については、妥当であると判断する。

## 6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 3月30日	実施機関からの諮問

5月25日	実施機関からの理由説明書を受理
6月29日	異議申立人から意見書を受理
10月4日	審議 実施機関からの意見聴取
11月18日	審議
平成29年1月24日	審議
3月1日	審議
4月7日	審議

第3部会委員 金井 利之  
 上代 庸平  
 眞木 康州